

人事院総裁談話

平成26年 8 月 7 日

- 1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について勧告しました。

本年は、春季賃金改定において、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年より増加するなど、賃金の引上げを図る動きが見られました。こうした動きを反映して、本年4月分の月例給については、平均1,090円（0.27%）民間給与が国家公務員給与を上回る結果となりました。そのため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引き上げることとしました。

また、特別給（ボーナス）についても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから、引上げを行い、年間4.10月分としました。

俸給表の水準の引上げとボーナスの引上げはともに7年ぶりです。これまで給与が厳しい状況にある中であっても職務に精励してきた職員にとって、この改定は、士気の一層の向上につながると思います。

- 2 本年の勧告では、給与制度について3年計画で総合的見直しを行うこととし、平成27年1月から必要な措置をとることとしました。

国家公務員給与については、これまでも給与構造改革等を進めてまいりましたが、民間賃金の低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないか等の指摘が依然として見られます。また、50歳台後半層において公務員給与が民間給与を上回る状況にあること等から、給与カーブの見直し等が必要となっています。これらに対処するため、地域間、世代間の給与配分の適正化を図る観点から、地域の民間賃金の水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引き下げ、その中で、高齢層給与を抑制するなど給与カーブを見直すとともに、地域手当の見直しを行うこととしました。また、人材確保の必要性や円滑な人事運用の要請等を踏まえ、若年層の職員、広域的な異動を行う職員、やむを得ず単身赴任をしている職員等の処遇の改善を図りました。特に地方に在勤する職員の生活への影響を考慮し、俸給の引下げに際して激変緩和のため

の経過措置を講ずることによって、新制度への段階的かつ円滑な移行を図ることとしました。

3 平成25年度から公的年金の支給開始年齢の段階的引上げが開始されました。報告では、定年退職後に年金が支給されない期間が初めて生じた本年度の再任用の状況に言及するとともに、今後の雇用と年金の接続の在り方について本院の考え方を述べました。また、公務における再任用の人事運用の実態や民間の再雇用者に対する手当の状況を踏まえ、再任用職員に対しても単身赴任手当を支給することとしました。

4 本年の国家公務員法等の改正により、人事院は、人事行政の公正の確保及び労働基本権制約の代償機能といった基本的役割を引き続き担うこととされました。本院は、この役割を適切に果たし、現下の諸課題に対応していくため、能力・実績に基づく人事管理の推進、女性の採用・登用の拡大、勤務環境の整備等に積極的に取り組んでまいります。

5 人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

勧告を通じて、職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。

国会及び内閣におかれては、人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請いたします。

国民各位におかれては、行政各部において多くの公務員がそれぞれの職務を通じ国民生活を支えていることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。